

# 指定給水装置工事事業者指定申請

○指定手数料 10,000円

○提出書類（法人と個人で提出書類が異なります。）

法人申請の場合	個人申請の場合
・指定給水装置工事事業者指定申請書 ※1	
・機械器具調書（写真添付） ※2	
・誓約書	
・給水装置工事主任技術者 選任・解任 届出書	
・給水装置工事主任技術者免状のコピー	
・給水装置工事主任技術者証のコピー	
・事業所案内図（1／50,000と住宅地図程度のもの）	
・事業所写真（外観および内部）	
・定款	・住民票の写し
・登記事項証明書（現在事項）	

※様式等は水道法施工規則による。

※1 指定給水装置工事事業者指定申請書の余白に電話番号（事務所電話、FAX、携帯電話）を記入してください。

※2 機械器具調書は以下の項目を記入してください。また、記載した器具については、それぞれの写真を添付してください。

1. 切断用機械器具（例：金切りのこ、他）
2. 加工用機械器具（例：やすり、パイプねじ切り器、他）
3. 接合用機械器具（例：トーチランプ、パイプレンチ、他）
4. 水圧テストポンプ
5. 重機
6. その他